

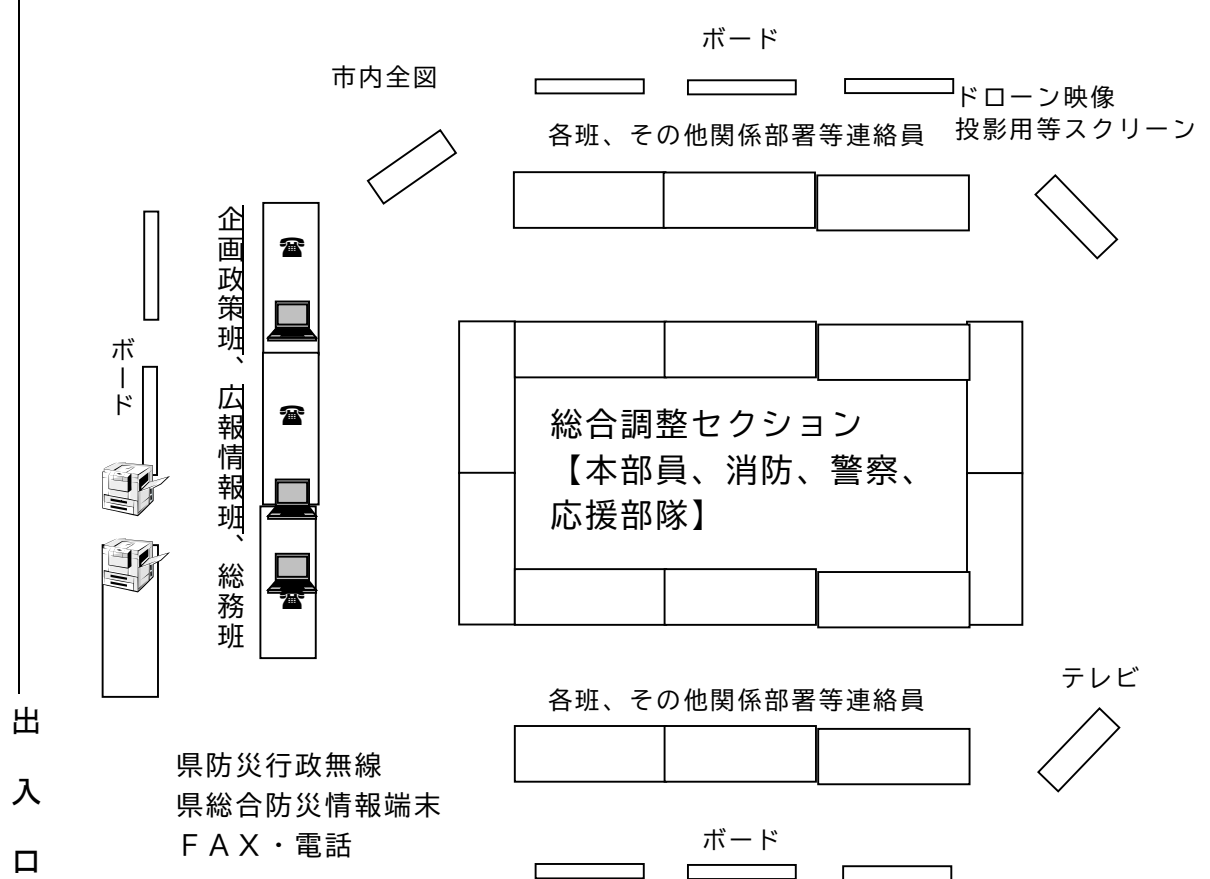
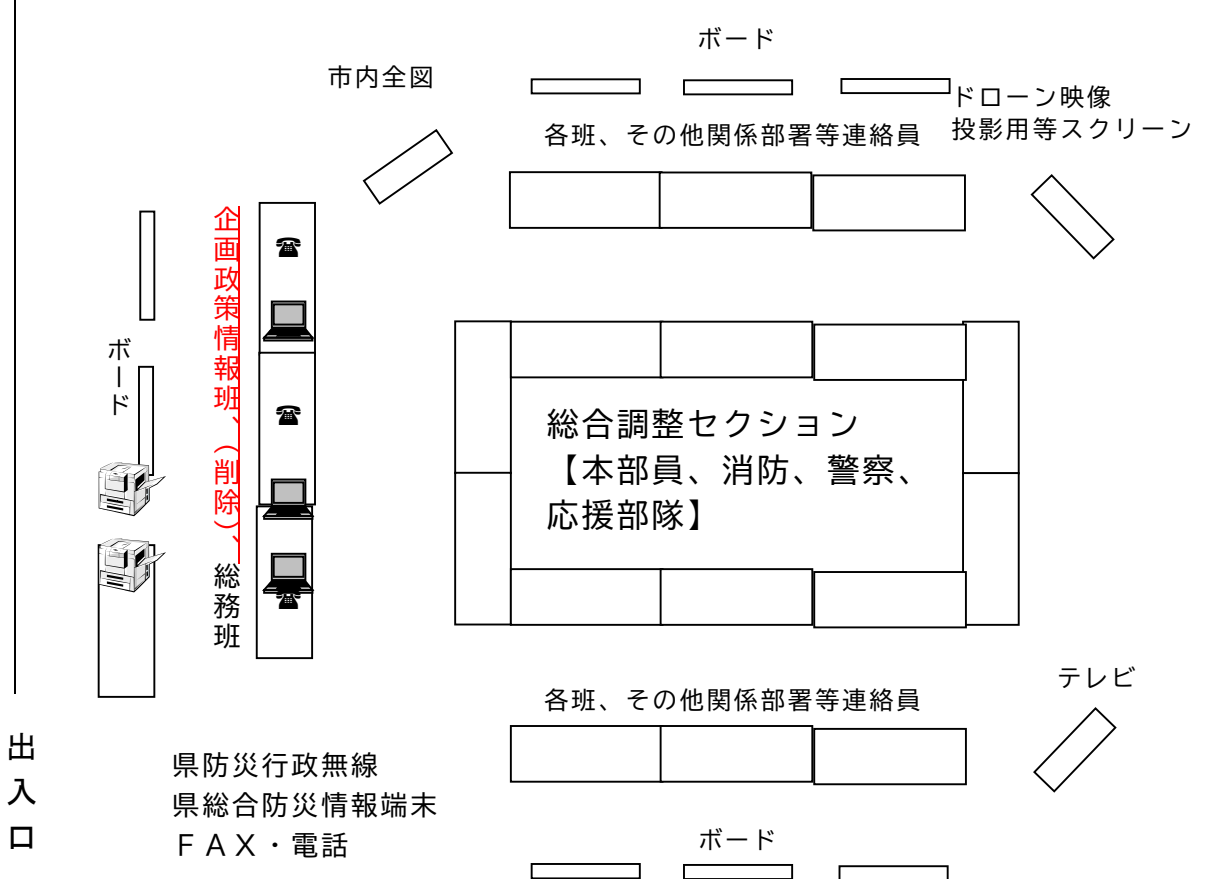
砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考														
第 2 章第 4 節 旧＜ P 4 7 ＞	第 4 通信連絡体制の整備【 <u>広報情報課</u> ／総務課】 （略）	第 4 通信連絡体制の整備【 <u>企画政策課</u> ／総務課】 （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 2 章第 5 節 旧＜ P 6 4 ＞	第 5 被災者等への的確な情報伝達活動【 <u>広報情報課</u> ／総務課】 （略）	第 5 被災者等への的確な情報伝達活動【 <u>企画政策課</u> ／総務課】 （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 2 章第 8 節 旧＜ P 7 2 ＞	第 1 防災行動力の向上 1 市民に対する防災知識の普及【 <u>広報情報課</u> ／総務課／土木課／消防本部】 （略）	第 1 防災行動力の向上 1 市民に対する防災知識の普及【 <u>企画政策課</u> ／総務課／土木課／消防本部】 （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 2 章第 8 節 旧＜ P 7 4 ＞	4 報道機関の協力依頼【 <u>広報情報課</u> 】 （略）	4 報道機関の協力依頼【 <u>企画政策課</u> 】 （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 3 章第 1 節 旧＜ P 8 9 ＞	<u>第 1 節 災害発生直前の対策</u> 【 <u>広報情報課</u> ／総務課／農地林務課／土木課／消防本部／各課】 （略）	<u>第 1 節 災害発生直前の対策</u> 【 <u>企画政策課</u> ／総務課／農地林務課／土木課／消防本部／各課】 （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 3 章第 1 節 旧＜ P 9 0 ＞ 旧＜ P 9 1 ＞	3 予警報の受信、伝達及び非常配備【 <u>広報情報課</u> ／総務課／土木課／消防本部】 (1) （略） ア （略） （ア）（略） （イ）勤務時間内の受信、伝達 国、県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課防災・危機管理班が受け、本庁舎内は庁内放送、出先機関は電話及び庁内情報共有システム等により全職員に周知する。なお、災害対策本部設置後は、 <u>広報情報班</u> が情報の受信伝達を行うものとする。	3 予警報の受信、伝達及び非常配備【 <u>企画政策課</u> ／総務課／土木課／消防本部】 (1) （略） ア （略） （ア）（略） （イ）勤務時間内の受信、伝達 国、県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課防災・危機管理班が受け、本庁舎内は庁内放送、出先機関は電話及び庁内情報共有システム等により全職員に周知する。なお、災害対策本部設置後は、 <u>企画政策情報班</u> が情報の受信伝達を行うものとする。	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 0 0 ＞	<u>第 2 節 高齢者等避難、避難指示</u> 【 <u>広報情報課</u> ／総務課／土木課／消防本部】 （略）	<u>第 2 節 高齢者等避難、避難指示</u> 【 <u>企画政策課</u> ／総務課／土木課／消防本部】 （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正														
第 3 章第 3 節 旧＜ P 1 1 4 ＞	1 配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 非常配備 〔準備体制〕</td><td>① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき</td><td rowspan="2">総務課長 } 最低 4 名体 総務課職員 } 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr><tr><td>② その他市長が必要と認めたとき</td></tr></table>	種別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき	総務課長 } 最低 4 名体 総務課職員 } 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	② その他市長が必要と認めたとき	1 配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 非常配備 〔準備体制〕</td><td>① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき</td><td rowspan="2">総務課長 } 最低 4 名体 総務課職員 } 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr><tr><td>② その他市長が必要と認めたとき</td></tr></table>	種別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき	総務課長 } 最低 4 名体 総務課職員 } 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	② その他市長が必要と認めたとき	令和 6 年度組織再編に伴う修正
種別	配備基準	職員配備体制															
第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき	総務課長 } 最低 4 名体 総務課職員 } 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。															
	② その他市長が必要と認めたとき																
種別	配備基準	職員配備体制															
第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき	総務課長 } 最低 4 名体 総務課職員 } 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。															
	② その他市長が必要と認めたとき																

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞		旧		新		備 考																	
	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨 情報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 広報情報課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨 情報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 <u>（削除）</u> 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員（各地区 2 名） ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。																	
		② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき 土砂災害警戒情報を受信したとき			② 「警戒体制をとる場合の基準雨量」に規定した第 1 警戒体制雨量を超えたとき 土砂災害警戒情報を受信したとき																		
	第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。	第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。																	
	第 3 章第 3 節	5 災害対策本部室設置場所 (1) （略） (2) 本庁舎増築棟が被災のため使用できない場合は、代替施設として東別館第 2 会議室、庄川支所会議室の順で本部室を設ける。				令和 2 年度組織再編に伴う修正																	
	旧＜P 1 2 0＞ 旧＜P 1 2 1＞	6 （略） (1) （略） (2) （略）																					
	7 設置及び廃止の通知																						
	<table><tr><td>通知及び公表先</td><td>通知及び公表の方法</td><td>責任者</td></tr><tr><td>各部・班</td><td>庁内放送、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など</td><td>企画総務部 広報情報班</td></tr><tr><td>各出先機関</td><td>ファックス、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など</td><td>主管部の班長</td></tr></table>		通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	各部・班	庁内放送、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	企画総務部 広報情報班	各出先機関	ファックス、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	主管部の班長	<table><tr><td>通知及び公表先</td><td>通知及び公表の方法</td><td>責任者</td></tr><tr><td>各部・班</td><td>庁内放送、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など</td><td>企画総務部 <u>企画政策情報班</u></td></tr><tr><td>各出先機関</td><td>ファックス、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など</td><td>主管部の班長</td></tr></table>		通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	各部・班	庁内放送、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	企画総務部 <u>企画政策情報班</u>	各出先機関	ファックス、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	主管部の班長	令和 6 年度組織再編に伴う修正
通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者																					
各部・班	庁内放送、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	企画総務部 広報情報班																					
各出先機関	ファックス、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	主管部の班長																					
通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者																					
各部・班	庁内放送、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	企画総務部 <u>企画政策情報班</u>																					
各出先機関	ファックス、庁内グループウェア、緊急連絡網伝達など	主管部の班長																					

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞		旧				新				備 考	
		一般市民	移動系防災行政無線、市ホームページ 報道機関を通じての公表など		企画総務部 広報情報班	一般市民	移動系防災行政無線、市ホームページ 報道機関を通じての公表など		企画総務部 <u>企画政策情報班</u>		
		県本部	富山県防災行政無線 富山県総合防災情報システムなど		企画総務部総務班	県本部	富山県防災行政無線 富山県総合防災情報システムなど		企画総務部総務班		
		警察署・消防署	ファックスなど		企画総務部 広報情報班	警察署・消防署	ファックスなど		企画総務部 <u>企画政策情報班</u>		
		報道機関	ファックスなど		企画総務部 広報情報班	報道機関	ファックスなど		企画総務部 <u>企画政策情報班</u>		
第 3 章第 3 節 旧＜ P 1 2 4 ＞	【本部室のレイアウト】 ○ 災害対策本部及び総合調整本部室（小ホール）のレイアウトイメージ									令和 6 年度組織再編に伴う修正	
	○ 応急活動調整本部室（東別館第 2 会議室及び庄川支所会議室のレイアウトイメージ） （図略）					○ 応急活動調整本部室（東別館 <u>（削除）</u> 会議室及び庄川支所会議室のレイアウトイメージ） （図略）				令和 2 年度組織再編に伴う修正	
第 3 章第 3 節 旧＜ P 1 2 5 ＞	○ 災害対策本部のスペース					○ 災害対策本部のスペース				組織再編に伴う見直し	
	スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件		スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件		
	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）		
	応急活動調整本部室	<u>東別館第 2 会議室</u>	（略）	（略）		応急活動調整本部室	<u>特別会議室</u>	（略）	（略）		

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧				新				備 考
		※代替施設 庄川支所				※代替施設 庄川支所			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	プレスルーム	特別会議室	(略)	(略)	プレスルーム	東別館会議室	(略)	(略)	
第 3 章第 3 節 旧＜ P 1 2 7 ＞	災害対策本部組織図				災害対策本部組織図				令和 6 年度組 織再編に伴う 修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧		新		備 考																							
第 3 章第 3 節 旧＜ P 1 2 8 ＞	○ 災害対策本部各部の編成分掌事務		○ 災害対策本部各部の編成分掌事務		令和 6 年度組織再編に伴う修正及び令和 6 年能登半島地震の教訓に伴う分掌事務の見直し																							
	<table><tr><th>部 名 部 長 担当職</th><th>班 名 ◎ 班 長 担 当 職 所 属 班 員</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td colspan="2">各部・各班共通事項</td><td>1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、 2 公用車の管理に関する 2 災害関係情報の収集・報告に関する こ 3 職員の安否確認及び各部、各班(課) の調整連絡に関する</td></tr><tr><td rowspan="3">企画総務部長 企画総務部長</td><td>企画政策班 ◎ 企画政策課長 企画政策課職員</td><td>1 災害対策本部の広報宣伝に関する こ 2 災害写真記録の収集、取りまとめに 関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要 望事項の取りまとめに関する 4 外国人の被災者支援に関する 5 公共交通に関する</td></tr><tr><td>広報情報班 ◎ 広報情報課長 広報情報課職員</td><td>1 災害情報の収集・伝達に関する 2 市民への注意の呼びかけ _____、 公聴に関する 3 報道機関との連絡及び相互協定に 関すること 4 本部長・副本部長の秘書に関する こ 5 災害通信網の応急復旧に関する</td></tr><tr><td>総務班 ◎ 総務課長 ◎ 総務課職員 ◎ 総務局職員 ◎ 総務監</td><td>1 災害対策本部の設置及び解除に 関すること 2 災害対策本部の運営に関する 3 国、県等各関係機関との調整に 関すること 4 災害対策の基本方針に関する 5 気象通報の収集・伝達及び予警報等 の伝達に関する 6 非常配備指揮命令の伝達に関する 7 職員の安否確認及び動員計画に 関すること 8 各部、各班への災害対策業務の指示 に関する 9 市議会との連絡調整に関する 10 自衛隊の出動要請に関する 11 県及び他市町村への応援要請及び連 絡に関する 12 災害時応援協定締結機関・団体等へ の協力要請に関する 13 避難指示等の発令及び周知に 関すること 14 自主防災組織に対する情報提供に 関すること 15 緊急輸送の確保に関する 16 その他各部に属しない</td></tr></table>	部 名 部 長 担当職	班 名 ◎ 班 長 担 当 職 所 属 班 員	分 掌 事 務		各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、 2 公用車の管理に関する 2 災害関係情報の収集・報告に関する こ 3 職員の安否確認及び各部、各班(課) の調整連絡に関する	企画総務部長 企画総務部長	企画政策班 ◎ 企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する こ 2 災害写真記録の収集、取りまとめに 関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要 望事項の取りまとめに関する 4 外国人の被災者支援に関する 5 公共交通に関する	広報情報班 ◎ 広報情報課長 広報情報課職員	1 災害情報の収集・伝達に関する 2 市民への注意の呼びかけ _____、 公聴に関する 3 報道機関との連絡及び相互協定に 関すること 4 本部長・副本部長の秘書に関する こ 5 災害通信網の応急復旧に関する	総務班 ◎ 総務課長 ◎ 総務課職員 ◎ 総務局職員 ◎ 総務監	1 災害対策本部の設置及び解除に 関すること 2 災害対策本部の運営に関する 3 国、県等各関係機関との調整に 関すること 4 災害対策の基本方針に関する 5 気象通報の収集・伝達及び予警報等 の伝達に関する 6 非常配備指揮命令の伝達に関する 7 職員の安否確認及び動員計画に 関すること 8 各部、各班への災害対策業務の指示 に関する 9 市議会との連絡調整に関する 10 自衛隊の出動要請に関する 11 県及び他市町村への応援要請及び連 絡に関する 12 災害時応援協定締結機関・団体等へ の協力要請に関する 13 避難指示等の発令及び周知に 関すること 14 自主防災組織に対する情報提供に 関すること 15 緊急輸送の確保に関する 16 その他各部に属しない	<table><tr><th>部 名 部 長 担当職</th><th>班 名 ◎ 班 長 担 当 職 所 属 班 員</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td colspan="2">各部・各班共通事項</td><td>1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、 2 公用車の管理に関する 2 災害関係情報の収集・報告に関する こ 3 職員の安否確認及び各部、各班(課) の調整連絡に関する</td></tr><tr><td rowspan="3">企画総務部長 企画総務部長</td><td>企画政策情報班 ◎ 企画政策課長 企画政策課職員</td><td>1 災害対策本部の広報宣伝に関する こ 2 災害写真記録の収集、取りまとめに 関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要 望事項の取りまとめに関する 4 外国人の被災者支援に関する 5 公共交通に関する 6 災害情報の収集・伝達に関する 7 市民への注意の呼びかけ <u>・情報提供</u>、 公聴に関する 8 報道機関との連絡及び相互協定に 関すること 9 本部長・副本部長の秘書に関する こ 10 災害通信網の応急復旧に関する</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td>総務班 ◎ 総務課長 ◎ 総務課職員 ◎ 総務局職員 ◎ 総務監</td><td>1 災害対策本部の設置及び解除に 関すること 2 災害対策本部の運営に関する 3 国、県等各関係機関との調整に 関すること <u>4 災害救助活動の総括に関する</u> <u>5 災害救助法の適用及びこれに基づく</u> <u>対策の各部との連携に関する</u> 6 災害対策の基本方針に関する 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等 の伝達に関する 8 非常配備指揮命令の伝達に関する こ 9 職員の安否確認及び動員計画に 関すること 10 各部、各班への災害対策業務の指示 に関する 11 市議会との連絡調整に関する 12 自衛隊の出動要請に関する 13 県及び他市町村への応援要請及び連 絡に関する 14 災害時応援協定締結機関・団体等へ の協力要請に関する 15 避難指示等の発令及び周知に 関すること 16 自主防災組織に対する情報提供に 関すること 17 緊急輸送の確保に関する 18 その他各部に属しない</td></tr></table>	部 名 部 長 担当職	班 名 ◎ 班 長 担 当 職 所 属 班 員	分 掌 事 務	各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、 2 公用車の管理に関する 2 災害関係情報の収集・報告に関する こ 3 職員の安否確認及び各部、各班(課) の調整連絡に関する	企画総務部長 企画総務部長	企画政策情報班 ◎ 企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する こ 2 災害写真記録の収集、取りまとめに 関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要 望事項の取りまとめに関する 4 外国人の被災者支援に関する 5 公共交通に関する 6 災害情報の収集・伝達に関する 7 市民への注意の呼びかけ <u>・情報提供</u> 、 公聴に関する 8 報道機関との連絡及び相互協定に 関すること 9 本部長・副本部長の秘書に関する こ 10 災害通信網の応急復旧に関する	(削除)		総務班 ◎ 総務課長 ◎ 総務課職員 ◎ 総務局職員 ◎ 総務監
部 名 部 長 担当職	班 名 ◎ 班 長 担 当 職 所 属 班 員	分 掌 事 務																										
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、 2 公用車の管理に関する 2 災害関係情報の収集・報告に関する こ 3 職員の安否確認及び各部、各班(課) の調整連絡に関する																										
企画総務部長 企画総務部長	企画政策班 ◎ 企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する こ 2 災害写真記録の収集、取りまとめに 関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要 望事項の取りまとめに関する 4 外国人の被災者支援に関する 5 公共交通に関する																										
	広報情報班 ◎ 広報情報課長 広報情報課職員	1 災害情報の収集・伝達に関する 2 市民への注意の呼びかけ _____、 公聴に関する 3 報道機関との連絡及び相互協定に 関すること 4 本部長・副本部長の秘書に関する こ 5 災害通信網の応急復旧に関する																										
	総務班 ◎ 総務課長 ◎ 総務課職員 ◎ 総務局職員 ◎ 総務監	1 災害対策本部の設置及び解除に 関すること 2 災害対策本部の運営に関する 3 国、県等各関係機関との調整に 関すること 4 災害対策の基本方針に関する 5 気象通報の収集・伝達及び予警報等 の伝達に関する 6 非常配備指揮命令の伝達に関する 7 職員の安否確認及び動員計画に 関すること 8 各部、各班への災害対策業務の指示 に関する 9 市議会との連絡調整に関する 10 自衛隊の出動要請に関する 11 県及び他市町村への応援要請及び連 絡に関する 12 災害時応援協定締結機関・団体等へ の協力要請に関する 13 避難指示等の発令及び周知に 関すること 14 自主防災組織に対する情報提供に 関すること 15 緊急輸送の確保に関する 16 その他各部に属しない																										
部 名 部 長 担当職	班 名 ◎ 班 長 担 当 職 所 属 班 員	分 掌 事 務																										
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、 2 公用車の管理に関する 2 災害関係情報の収集・報告に関する こ 3 職員の安否確認及び各部、各班(課) の調整連絡に関する																										
企画総務部長 企画総務部長	企画政策情報班 ◎ 企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する こ 2 災害写真記録の収集、取りまとめに 関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要 望事項の取りまとめに関する 4 外国人の被災者支援に関する 5 公共交通に関する 6 災害情報の収集・伝達に関する 7 市民への注意の呼びかけ <u>・情報提供</u> 、 公聴に関する 8 報道機関との連絡及び相互協定に 関すること 9 本部長・副本部長の秘書に関する こ 10 災害通信網の応急復旧に関する																										
	(削除)																											
	総務班 ◎ 総務課長 ◎ 総務課職員 ◎ 総務局職員 ◎ 総務監	1 災害対策本部の設置及び解除に 関すること 2 災害対策本部の運営に関する 3 国、県等各関係機関との調整に 関すること <u>4 災害救助活動の総括に関する</u> <u>5 災害救助法の適用及びこれに基づく</u> <u>対策の各部との連携に関する</u> 6 災害対策の基本方針に関する 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等 の伝達に関する 8 非常配備指揮命令の伝達に関する こ 9 職員の安否確認及び動員計画に 関すること 10 各部、各班への災害対策業務の指示 に関する 11 市議会との連絡調整に関する 12 自衛隊の出動要請に関する 13 県及び他市町村への応援要請及び連 絡に関する 14 災害時応援協定締結機関・団体等へ の協力要請に関する 15 避難指示等の発令及び周知に 関すること 16 自主防災組織に対する情報提供に 関すること 17 緊急輸送の確保に関する 18 その他各部に属しない																										

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞		旧		新		備考
		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置__に関する 2 ること 3 応急措置物品の調達に関する 3 ること 4 応急財産の保全及び被害対策に関する 4 ること 5 市庁舎の災害対策____に関する 5 こと 6 応急復旧資金に関する	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置 <u>等</u> に関する 2 ること 3 応急措置物品の調達に関する 3 ること 4 応急財産の保全及び被害対策に関する 4 ること 5 市庁舎の災害対策 <u>及び安全確保</u> に関する 5 こと 6 応急復旧資金に関する	
		税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する 2 こと 3 被災者の救出、救助に関する 3 こと 4 各部、各班の応援に関する 4 こと 5 住家の被害認定調査に関する	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する 2 こと 3 被災者の救出、救助に関する 3 こと 4 <u>被災証明の受付・発行に関する</u> 4 こと 5 住家の被害認定調査に関する	
		会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する 2 こと 3 災害時の資金調達に関する 3 こと 4 義援金品の保管・出納に関する 4 こと 5 義援金品の保管・出納に関する	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する 2 こと 3 災害時の資金調達に関する 3 こと 4 義援金品の保管・出納に関する 4 こと 5 義援金品の保管・出納に関する	
		応急物資支援班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整 2 こと 3 支援物資の要望情報の発信に関する 3 こと 4 支援物資の運送・保管に関する 4 こと 5 支援物資の支給・配布に関する 5 こと 6 残支援物資の処分に関する	応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整 2 こと 3 支援物資の要望情報の発信に関する 3 こと 4 支援物資の運送・保管に関する 4 こと 5 支援物資の支給・配布に関する 5 こと 6 残支援物資の処分に関する	
		庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 支所庁舎の災害対策に関する 2 こと 3 災害対策本部との連絡調整に関する 3 こと 4 支所庁舎に保管してある備蓄品の出 し入れに関する	庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 支所庁舎の災害対策に関する 2 こと 3 災害対策本部との連絡調整に関する 3 こと 4 支所庁舎に保管してある備蓄品の出 し入れに関する	
		福祉市民部長 福祉市民部長 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する 2 こと 3 災害救助法の適用及びこれに基づく 対策の各部との連携に関する 3 こと 4 り災者の避難誘導及び救護、救助並 びに保護に関する 4 こと 5 り災者の見舞金品等の給付に関する 5 こと 6 救助用物資その他生活必需品の調達 及び配分の総合調整に関する 6 こと 7 被災証明の発行に関する 7 こと 8 り災者の生活確保に関する 8 こと 9 社会福祉施設の災害対策に関する 9 こと 10 災害弔慰金等の支給等に関する 10 こと 11 義援金等の受付け、配分に関する 11 こと 12 要配慮者に関するこの受け入れ調整に 関する 12 こと 13 ボランティアのマッチング及び派遣 に関する	福祉市民部長 福祉市民部長 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 被災者の避難誘導及び救護、救助並 びに保護に関する 2 こと 3 被災者の見舞金品等の給付に関する 3 こと 4 救助用物資その他生活必需品の調達 及び配分の総合調整に関する 4 こと 5 被災者の生活確保に関する 5 こと 6 社会福祉施設の災害対策に関する 6 こと 7 災害弔慰金等の支給等に関する 7 こと 8 義援金等の受付け、配分に関する 8 こと 9 要配慮者に関するこの受け入れ調整に 関する 9 こと 10 ボランティアのマッチング及び派遣 に関する	
		保健班 ◎健康センター所 長 健康センター職 員	1 防疫対策の確立及び動員計画に関す 2 ること 3 災害対策用衛生材料の調達に関する 3 こと 4 防疫班の編成に関する 4 こと 5 災害時ににおける医療機関との連絡調 整に関する 5 こと 6 災害救助班の応援に関する 6 こと 7 被災者の健康相談、心の相談に関する	保健班 ◎健康センター所 長 健康センター職 員	1 防疫対策の確立及び動員計画に関す 2 ること 3 災害対策用衛生材料の調達に関する 3 こと 4 防疫班の編成に関する 4 こと 5 災害時ににおける医療機関との連絡調 整に関する 5 こと 6 災害救助班の応援に関する 6 こと 7 被災者の健康相談、心の相談に関する	

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞		旧		新		備考
		市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 災害時の戸籍事務に関すること 2 災害時の遺体の捜索に関すること 3 被害者に対する国民健康保険の給付 4 住基事務に関すること	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 <u>被災者の確認及び安否情報の収集に</u> <u>関すること</u> 2 災害時の遺体の捜索に関すること 3 被害者に対する国民健康保険の給付 4 住基事務に関すること	
		市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 ごみ等の処理に関すること 2 仮設トイレの確保等に関すること 3 仮設トイレの収集等に関すること 4 防犯に際しての対応等に関すること 5 遺体の収容等に関すること 6 埋葬・火葬に関すること 7	市民生活班 ◎市民生活課長 <u>市民課長</u> <u>市民生活課職員</u> <u>市民課職員</u>	1 ごみ等の処理に関すること 2 仮設トイレの確保等に関すること 3 仮設トイレの収集等に関すること 4 防犯に際しての対応等に関すること 5 遺体の収容等に関すること 6 埋葬・火葬に関すること 7 <u>飼育動物（ペット）の救護と飼養に</u> <u>関すること</u>	
	商工農林部長 商工農林部長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 商工業関係の災害対策に関すること 2 観光施設の災害対策に関すること 3 被災中小企業の復興に関すること 4 観光客等の帰宅困難者に関すること	商工農林部長 商工農林部長 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 商工業関係の災害対策に関すること 2 観光施設の災害対策に関すること 3 被災中小企業の復興に関すること 4 観光客等の帰宅困難者に関すること	
		農林班 ◎農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員	1 農業生産物の被害調査及び対策に関すること 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、 林道等の被害調査に関すること 3 林道等の食料の調達に関すること 4 種苗及び生産資材の緊急あつせんに 関すること 5 家畜の伝染病予防及び病害虫の防除 に関すること 6 家畜飼料の需給に関すること 7 農業水利施設の応急復旧に関する こと 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、 林道等の応急復旧に関すること 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、 林道等の災害復旧に関すること	農林班 ◎ <u>農業振興課長</u> <u>農地林務課長</u> <u>農業振興課職員</u> <u>農地林務課職員</u> <u>農業委員会職員</u>	1 農業生産物の被害調査及び対策に 関すること 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、 林道等の被害調査に関すること 3 林道等の食料の調達に関すること 4 種苗及び生産資材の緊急あつせんに 関すること 5 家畜の伝染病予防及び病害虫の防除 に関すること 6 家畜飼料の需給に関すること 7 農業水利施設の応急復旧に関する こと 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、 林道等の応急復旧に関すること 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、 林道等の災害復旧に関すること	
	建設水道部長 建設水道部長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関すること 2 施設等の応急復旧に関すること 3 建設機械の現況の把握及びその緊急 使用に関すること 4 災害応急対策資材の調達に関する こと 5 民間技術者の現況の把握及び従事依 頼に関すること 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に 関すること 7 地滑り及び砂防対策に関すること 8 応急危険度判定に関すること 9 水防情報の収集及び水害対策に 関すること 10 民有作業用自動車の借上げ計画に 関すること 11 道路交通の確保に関すること 12 道路の除雪に関すること	建設水道部長 建設水道部長 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関すること 2 施設等の応急復旧に関すること 3 建設機械の現況の把握及びその緊急 使用に関すること 4 災害応急対策資材の調達に関する こと 5 民間技術者の現況の把握及び従事依 頼に関すること 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に 関すること 7 地滑り及び砂防対策に関すること 8 応急危険度判定に関すること 9 水防情報の収集及び水害対策に 関すること 10 民有作業用自動車の借上げ計画に 関すること 11 道路交通の確保に関すること 12 道路の除雪に関すること	
		住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 仮設住宅の建設に関すること 2 仮設住宅の災害対策に関すること 3 仮設住宅の特別融資に関すること 4 避難所の指定及び設置に関する こと 5 被災建築物応急危険度判定に 関すること	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 <u>公営住宅の災害対策に関すること</u> <u>2 被災建築物応急危険度判定に</u> <u>関すること</u> <u>3 住宅の応急修理に関すること</u> <u>4 仮設住宅の供与に関すること</u> <u>5 住宅に関する特別融資に関すること</u> <u>6 避難所の点検及び避難場所の設置に</u> <u>関すること</u>	

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧			新			備考
		上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関する 2 水道の災害調査及び復旧に関する 3 水道災害復旧用資材の調達に関する 4 飲料水の供給に関する 5 水道民間技術者の現況把握及び従事 依頼に関する 6 下水道施設の災害対策に関する 7 都市下水路及び流域下水道の確保に 関すること 8 下水道の応急対策に関する 9 下水道民間技術者の現況把握及び従 事依頼に関する		上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関する 2 水道の災害調査及び復旧に関する 3 水道災害復旧用資材の調達に関する 4 飲料水の供給に関する 5 水道民間技術者の現況把握及び従事 依頼に関する 6 下水道施設の災害対策に関する 7 都市下水路及び流域下水道の確保に 関すること 8 下水道の応急対策に関する 9 下水道民間技術者の現況把握及び従 事依頼に関する	
	文教育部 教育委員会 教育委員会 事務局	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 教育総務課職員 及び関係 職員	1 教育関係施設の災害対策に関する 2 教育施設の緊急使用に関する 3 園児、児童、生徒の避難命令に關す ること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及 び誘導に関する 5 教職員動員計画に関する 6 被災園児、児童、生徒の学校給食及 び健康管理に関する 7 被災教職員の措置に関する 8 被災児童、生徒の育英奨学に関する こと 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給 及び授業に関する	文教育部 教育委員会 教育委員会 事務局	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 教育総務課職員 及び関係 職員	1 教育関係施設の災害対策に関する 2 教育施設の緊急使用に関する 3 園児、児童、生徒の避難命令に關す ること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置、 誘導及び安否確認に関する 5 教職員動員計画に関する 6 被災園児、児童、生徒の学校給食及 び健康管理に関する 7 被災教職員の措置に関する 8 被災児童、生徒の育英奨学に関する こと 9 園児、児童、生徒の学用品の給与及 び授業に関する	
		社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・ス ポーツ課職員	1 社会教育施設の災害対策に関する 2 文化財の災害対策に関する 3 避難所の指定に関する 4 各部、各班の応援に関する		社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・ス ポーツ課職員	1 社会教育施設の災害対策に関する 2 文化財の災害対策に関する 3 避難所の指定に関する 4 各部、各班の応援に関する	
	医療部 総合病院事務 局長	医療班 ◎総合病院総務課 長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に 関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関する こと 3 傷病者の受入れ及び搬送に関する こと 4 災害対策用医薬品の調達に関する こと 5 近隣医療機関との連携に関する こと 6 D M A T等の関連機関との連携に關 すること	医療部 総合病院事務 局長	医療班 ◎総合病院総務課 長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に 関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関する こと 3 傷病者の受入れ及び搬送に関する こと 4 災害対策用医薬品の調達に関する こと 5 近隣医療機関との連携に関する こと 6 D M A T等の関連機関との連携に關 すること	
		消防総務班 ◎消防本部総務課 長 消防本部総務課 職員	1 災害対策本部との連絡調整に関する こと 2 消防資機材、物資の調達に関する こと 3 消防部内の連絡調整に関する こと 4 報道機関等への災害情報の提供に關 すること		消防総務班 ◎消防本部総務課 長 消防本部総務課 職員	1 災害対策本部との連絡調整に関する こと 2 消防資機材、物資の調達に関する こと 3 消防部内の連絡調整に関する こと 4 報道機関等への災害情報の提供に關 すること	
	消防部 砺波地域消防 組合消防長	予防班 ◎消防本部予防課 長 消防本部予防課 職員	1 出火防止等災害広報の実施に関する こと 2 災害状況の調査、記録、資料作成に 関すること 3 危険物等の処理に関する	消防部 砺波地域消防 組合消防長	予防班 ◎消防本部予防課 長 消防本部予防課 職員	1 出火防止等災害広報の実施に関する こと 2 災害状況の調査、記録、資料作成に 関すること 3 危険物等の処理に関する	

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧			新			備 考																																																
		警防班・通信班 ◎消防本部警防課 長 消防本部警防課 職員 1 指揮本部の設置、運営に関する 2 災害活動方針の策定に関する 3 消防救助方針の策定に関する 4 消防応援要請等に関する 5 気象警報等の情報収集、伝達に 6 救急病院等の収容体制の把握に る 消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員 1 消防現場指揮本部の設置、運営に 2 火災、救急及び救助出動に関する 3 水防活動の動員計画に関する 4 消防署及び消防団との連絡調整に 5 被災住民の避難協力に関する る 消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員 1 消防・水防活動に関する 2 被災者の救急、救助に関する 3 地域住民の避難誘導、警戒に 4 危険箇所巡視、警戒に関する 5 その他消防団の活動に関する る		警防班・通信班 ◎消防本部警防課 長 消防本部警防課 職員 1 指揮本部の設置、運営に関する 2 災害活動方針の策定に関する 3 消防救助方針の策定に関する 4 消防応援要請等に関する 5 気象警報等の情報収集、伝達に 6 救急病院等の収容体制の把握に る 消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員 1 消防現場指揮本部の設置、運営に 2 火災、救急及び救助出動に関する 3 水防活動の動員計画に関する 4 消防署及び消防団との連絡調整に 5 被災住民の避難協力に関する る 消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員 1 消防・水防活動に関する 2 被災者の救急、救助に関する 3 地域住民の避難誘導、警戒に 4 危険箇所巡視、警戒に関する 5 その他消防団の活動に関する る																																																			
第 3 章第 4 節 旧＜ P 1 3 2 ＞	第 1 被害情報の収集・伝達 1 実施責任者【 <u>広報情報班</u> 】 （略） 2 異常現象の情報収集【 <u>広報情報班</u> ／消防部】 （略）			第 1 被害情報の収集・伝達 1 実施責任者【 <u>企画政策情報班</u> 】 （略） 2 異常現象の情報収集【 <u>企画政策情報班</u> ／消防部】 （略）			令和 6 年度組 織再編に伴う 修正																																																
第 3 章第 4 節 旧＜ P 1 3 3 ＞	3 被害状況内容の収集【 <u>広報情報班</u> ／総務班／各班】 （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）（略） ○ 被害情報等の収集担当班（課） 被害情報等を収集する担当班（課）は次のとおりとする。 <table><tr><th>被 害 項 目</th><th>担 当 班</th><th>備 考(課 名)</th></tr><tr><td>人的・家屋被害</td><td>企画総務部 <u>広報情報班</u> 総務班</td><td><u>広報情報課</u>、総務課</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>			被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)	人的・家屋被害	企画総務部 <u>広報情報班</u> 総務班	<u>広報情報課</u> 、総務課	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	3 被害状況内容の収集【 <u>企画政策情報班</u> ／総務班／各班】 （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）（略） ○ 被害情報等の収集担当班（課） 被害情報等を収集する担当班（課）は次のとおりとする。 <table><tr><th>被 害 項 目</th><th>担 当 班</th><th>備 考(課 名)</th></tr><tr><td>人的・家屋被害</td><td>企画総務部 <u>企画政策情報班</u> 総務班</td><td><u>企画政策課</u>、総務課</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>			被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)	人的・家屋被害	企画総務部 <u>企画政策情報班</u> 総務班	<u>企画政策課</u> 、総務課	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	令和 6 年度組 織再編に伴う 修正
被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)																																																					
人的・家屋被害	企画総務部 <u>広報情報班</u> 総務班	<u>広報情報課</u> 、総務課																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)																																																					
人的・家屋被害	企画総務部 <u>企画政策情報班</u> 総務班	<u>企画政策課</u> 、総務課																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					
（略）	（略）	（略）																																																					

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧			新			備 考
第 3 章第 4 節 旧＜ P 1 3 4 ＞ 旧＜ P 1 3 5 ＞ 旧＜ P 1 3 6 ＞	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	令和 6 年度組 織再編に伴う 修正
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	通信施設被害	企画総務部 総務班	総務課	通信施設被害	企画総務部 企画政策情報班	企画政策課	
	鉄道施設被害	企画総務部 総務班	総務課	鉄道施設被害	企画総務部 企画政策情報班	企画政策課	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	第 2 被害情報通信連絡計画						
	1 実施責任者【総務班／ <u>広報情報班</u> 】 （略） （1） （略） （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） （6） 放送局への依頼 本部長（ <u>広報情報班</u> ）は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ県が放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に対して災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。 ア （略） イ （略） ウ となみ衛星通信テレビ、エフエムとなみへの依頼 本部長（ <u>広報情報班</u> ）は、災害時緊急放送に関する協定に基づき、放送を依頼する。 （資料 7－9 災害緊急放送に関する相互協定書）						
第 3 章第 4 節 旧＜ P 1 3 8 ＞ 旧＜ P 1 3 9 ＞ 旧＜ P 1 4 0 ＞	2 市民への伝達【 <u>広報情報班</u> 】 （1） 実施機関 <u>広報情報班（広報情報課）</u> が行い、関係部班の協力を得るものとする。 （2） （略） （3） （略） （4） インターネットの活用【 <u>広報情報班</u> 】 市ホームページに災害情報等を掲載する。 （5） チラシの活用【 <u>広報情報班</u> 】 災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。 （資料 8－4 広報紙(チラシ)第 1 号のひな型）			2 市民への伝達【 <u>企画政策情報班</u> 】 （1） 実施機関 <u>企画政策情報班（企画政策課）</u> が行い、関係部班の協力を得るものとする。 （2） （略） （3） （略） （4） インターネットの活用【 <u>企画政策情報班</u> 】 市ホームページに災害情報等を掲載する。 （5） チラシの活用【 <u>企画政策情報班</u> 】 災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。 （資料 8－4 広報紙(チラシ)第 1 号のひな型）			令和 6 年度組 織再編に伴う 修正

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
	3 報道機関への発表【総務班／<u>広報情報班</u>】 (1) 実施機関 <u>広報情報班</u>が行い、関係部班の協力を得るものとする。 (2) 発表資料の内容 発表資料は、総務班及び<u>広報情報班</u>が協力して作成し、発表する際は、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) 4 広聴活動等【<u>広報情報班</u>】 (略)	3 報道機関への発表【総務班／<u>企画政策情報班</u>】 (1) 実施機関 <u>企画政策情報班</u>が行い、関係部班の協力を得るものとする。 (2) 発表資料の内容 発表資料は、総務班及び<u>企画政策情報班</u>が協力して作成し、発表する際は、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) 4 広聴活動等【<u>企画政策情報班</u>】 (略)	
第3章第5節 旧＜P141＞	<u>第5節 避難計画</u> 【総務班／災害救助・ボランティア支援班／保健班／<u>(追加)</u>／住宅公園班／医療班／消防部】 (略) 第2 避難所の設置・運営【災害救助・ボランティア支援班／<u>(追加)</u>／住宅公園班】 (略)	<u>第5節 避難計画</u> 【総務班／災害救助・ボランティア支援班／保健班／<u>市民生活班</u>／住宅公園班／医療班／消防部】 (略) 第2 避難所の設置・運営【災害救助・ボランティア支援班／<u>市民生活班</u>／住宅公園班】 (略)	県地域防災計画に基づき修正
第3章第5節 旧＜P147＞	3 外国人の支援対策【<u>企画政策班</u>／災害救助・ボランティア支援班】 (略)	3 外国人の支援対策【<u>企画政策情報班</u>／災害救助・ボランティア支援班】 (略)	令和6年度組織再編に伴う修正
第3章第5節 旧＜P149＞	<u>(追加)</u>	<u>第6 飼養動物の保護等【市民生活班】</u> <u>市は、飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物について、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、災害規模に応じて、県及び関係団体と連携し、これらの動物の保護や収容に努める。</u> <u>また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物について、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容及び適正な飼養を可能とするよう努める。</u>	県地域防災計画に基づき修正
第3章第7節 旧＜P155＞	<u>第8節 災害救助法の適用</u> 【災害救助・ボランティア支援班】 災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、<u>り</u>災害者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保され、応急的に必要な救助が行われる。	<u>第8節 災害救助法の適用</u> 【<u>総務班</u>】 災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、<u>被災者</u>の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保され、応急的に必要な救助が行われる。	令和6年能登半島地震の教訓に伴う掌事務の見直し 県地域防災計画に基づき表記の統一
第3章第11節 旧＜P171＞	第1 緊急交通路の確保 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 交通規制を実施した場合、<u>広報情報班</u>は、移動系防災行政無線、市ホーム	第1 緊急交通路の確保 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 交通規制を実施した場合、<u>企画政策情報班</u>は、移動系防災行政無線、市ホ	令和6年度組織再編に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
	ページ、FMとなみ、T S T、インターネット等を通じて交通規制の内容を広報する。	ームページ、FMとなみ、T S T、インターネット等を通じて交通規制の内容を広報する。	
第 3 章 第 1 1 節 旧＜P 1 7 4＞	3 優先輸送の対象者及び物資 （略） (2) 救出されたり <u>災害者</u> （略）	3 優先輸送の対象者及び物資 （略） (2) 救出された <u>被災者</u> （略）	県地域防災計画に基づき表記の統一
第 3 章 第 1 2 節 旧＜P 1 7 7＞	4 実施方法【災害救助・ボランティア支援班】 （略） (2) 給与の方法 責任者は、物資の給与又は貸与に際しては、被害の状況、 <u>り災人員、り災者の世帯構成人員等を十分調査し、世帯別に配分するものとする。</u>	4 実施方法【災害救助・ボランティア支援班】 （略） (2) 給与の方法 責任者は、物資の給与又は貸与に際しては、被害の状況 <u>（削除）、被災者</u> の世帯構成人員等を十分調査し、世帯別に配分するものとする。	県地域防災計画に基づき表記の統一及び文章修正
第 3 章 第 1 4 節 旧＜P 1 8 4＞	3 ごみ処理 （略） (3) 処理 収集したごみの処理は、一部事務組合のごみ処理施設で行うこととする。 (4) 一度に処理できない場合は、 <u>学校のグラウンド、公園等の中から一時保管場所を選定する。</u> （略）	3 ごみ処理 （略） (3) 処理 収集したごみの処理は、一部事務組合のごみ処理施設で行うこととする。 (4) 一度に処理できない場合は、 <u>市内にある公園等の公有地を優先的に選定する。</u> （略）	砺波市災害廃棄物処理計画に基づき修正
第 3 章 第 1 7 節 旧＜P 1 9 1＞ 旧＜P 1 9 2＞	第 1 7 節 ライフライン施設の応急復旧対策 【 <u>広報情報班</u> ／総務班／上下水道班】 ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を持ちながらできるかぎり早急に応急復旧対策を迅速に実施するものとする。 第 1 電力、通信、ガス施設 1 （略） 2 （略） 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【 <u>広報情報班</u> 】 （略） 4 （略） 第 2 （略） 1 （略） 2 （略） 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報 市は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。なお、報道機関への発表情報は、 <u>広報情報班</u> を通じて行う。	第 1 7 節 ライフライン施設の応急復旧対策 【 <u>企画政策情報班</u> ／総務班／上下水道班】 ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を持ちながらできるかぎり早急に応急復旧対策を迅速に実施するものとする。 第 1 電力、通信、ガス施設 1 （略） 2 （略） 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【 <u>企画政策情報班</u> 】 （略） 4 （略） 第 2 （略） 1 （略） 2 （略） 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報 市は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。なお、報道機関への発表情報は、 <u>企画政策情報班</u> を通じて行う。	令和 6 年度組織再編に伴う修正
第 3 章 第 2 0 節	2 応急仮設住宅の設置 (1) 構造及び規模 構造は、1 戸建て、長屋建式又はアパート式の建築とし、一戸あたりの規模は、 <u>29.7 m²（9 坪）とする。</u>	2 応急仮設住宅の設置 (1) 構造及び規模 構造は、1 戸建て、長屋建式又はアパート式の建築とし、一戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、 <u>市が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</u>	富山県災害救助法施行規則に基づく修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
旧＜P 2 0 3＞	（略）	<u>することができる。</u> （略）	
第4章第2節 旧＜P 2 1 9＞	<u>第2節 民間施設の災害復旧</u> 市及び県は、被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の樹立又は実施等について、あっせん、指導を行うとともに、<u>り災者</u>の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資及び職業のあっせん等、<u>り災者</u>の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。 （略） 4 <u>り災者</u>の住宅、生活の確保【災害救助・ボランティア支援班／住宅公園班】 （略）	第2節 民間施設の災害復旧 市及び県は、被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の樹立又は実施等について、あっせん、指導を行うとともに、<u>被災者</u>の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資及び職業のあっせん等、<u>被災者</u>の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。 （略） 4 <u>被災者</u>の住宅、生活の確保【災害救助・ボランティア支援班／住宅公園班】 （略）	県地域防災計画に基づき表記の統一
第4章第3節 旧＜P 2 2 0＞	<u>第3節 民生安定のための緊急対策</u> 防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧活動実施し、民生安定のための緊急措置を行う。 第1 （略） 1 （略） 2 （略） 3 広報紙（チラシ）による再建支援情報の提供【<u>広報情報班</u>】 <u>広報情報班</u>は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、各種広報媒体（臨時の広報紙発行、CATV、コミュニティFM、市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア等）を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。 4 （略）	第3節 民生安定のための緊急対策 防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧活動実施し、民生安定のための緊急措置を行う。 第1 （略） 1 （略） 2 （略） 3 広報紙（チラシ）による再建支援情報の提供【<u>企画政策情報班</u>】 <u>企画政策情報班</u>は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、各種広報媒体（臨時の広報紙発行、CATV、コミュニティFM、市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア等）を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。 4 （略）	令和6年度組織再編に伴う修正
第4章第3節 旧＜P 2 2 1＞	第2 <u>り災者</u>の健康対策の実施 （略）	第2 <u>被災者</u>の健康対策の実施 （略）	県地域防災計画に基づき表記の統一
第4章第3節 旧＜P 2 2 2＞ 旧＜P 2 2 3＞	第4 罹災証明書及び被災証明書の発行【<u>災害救助・ボランティア支援班</u>】 罹災証明及び被災証明は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、<u>災害救助・ボランティア支援班</u>は、（追加）応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果を取りまとめた<u>り災台帳</u>を基に、市民から申請があった場合は、罹災証明書及び被災証明書を発行する。 1 <u>り災台帳</u>の作成 税務班及び住宅公園班から被害状況を把握し、<u>り災台帳</u>を作成するものとする。 2 発行の手続き 証明書の発行は、被災者の申請に基づき、<u>り災台帳</u>により確認して行う。	第4 罹災証明書及び被災証明書の発行【<u>税務班</u>】 罹災証明及び被災証明は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、<u>税務班</u>は、<u>被災建築物</u>応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果を取りまとめた<u>被災者台帳</u>を基に、市民から申請があった場合は、罹災証明書及び被災証明書を発行する。 1 <u>被災者台帳</u>の作成 税務班及び住宅公園班から被害状況を把握し、<u>被災者台帳</u>を作成するものとする。 2 発行の手続き 証明書の発行は、被災者の申請に基づき、<u>被災者台帳</u>により確認して行う。	令和6年能登半島地震の教訓による体制の見直し 表記の統一 県地域防災計画に基づき表記の統一

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧		新		備 考																								
第 4 章第 3 節 旧＜ P 2 2 4 ＞	第 5 被災者生活再建支援金の支給 （略） 1 事務内容 （1） <u>り災台帳</u> の作成 （略）		第 5 被災者生活再建支援金の支給 （略） 1 事務内容 （1） <u>被災者台帳</u> の作成 （略）		県地域防災計画に基づき表記の統一																								
第 4 章第 4 節 旧＜ P 2 2 7 ＞	・ 減免を希望する被災者は、市役所に備え付けの減免申請書により必要事項を記入し、り災証明書（ <u>り災者台帳</u> により確認できるものは不要）を添えて税務課に申請する。		減免を希望する被災者は、市役所に備え付けの減免申請書により必要事項を記入し、り災証明書（ <u>被災者台帳</u> により確認できるものは不要）を添えて税務課に申請する。		県地域防災計画に基づき表記の統一																								
第 6 章第 3 節 旧＜ P 2 5 1 ＞	2 市職員配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 〔準備体制〕</td><td>① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>総務課長 } 最低 4 名 体 総務課職員 } 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 <u>広報情報課職員</u> 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr><tr><td>第 2 非常配備 〔警戒体制〕</td><td>① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警 報 発 表 基 準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、<u>広報情報</u>、財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名 以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。</td></tr><tr><td>第 3 非常配備 〔非常体制〕</td><td>① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。</td></tr></table>		種別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 } 最低 4 名 体 総務課職員 } 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 <u>広報情報課職員</u> 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警 報 発 表 基 準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、 <u>広報情報</u> 、財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名 以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。	第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。	2 市職員配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 〔準備体制〕</td><td>① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>総務課長 } 最低 4 名 体 総務課職員 } 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 <u>企画政策課職員</u> 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr><tr><td>第 2 非常配備 〔警戒体制〕</td><td>① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警 報 発 表 基 準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、<u>（削除）</u>財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名 以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。</td></tr><tr><td>第 3 非常配備 〔非常体制〕</td><td>① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき</td><td>災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。</td></tr></table>		種別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 } 最低 4 名 体 総務課職員 } 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 <u>企画政策課職員</u> 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警 報 発 表 基 準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、 <u>（削除）</u> 財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名 以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。	第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。	令和 6 年度組織再編に伴う修正
種別	配備基準	職員配備体制																											
第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 } 最低 4 名 体 総務課職員 } 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 <u>広報情報課職員</u> 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。																											
第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警 報 発 表 基 準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、 <u>広報情報</u> 、財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名 以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。																											
第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。																											
種別	配備基準	職員配備体制																											
第 1 非常配備 〔準備体制〕	① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	総務課長 } 最低 4 名 体 総務課職員 } 土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課） 5 名体制 <u>企画政策課職員</u> 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。																											
第 2 非常配備 〔警戒体制〕	① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② 積雪 1 m を超え、さらに増加するおそれがあるとき ③ 警 報 発 表 基 準（6 時間 2 5 cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、 <u>（削除）</u> 財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、市民課、市民生活課、商工観光課、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員（各地区 2 名） 各課等 2 名 以上 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非常配備に切り換えることができる体制とする。																											
第 3 非常配備 〔非常体制〕	① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は 地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。																											